別表六(二十)
「28」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日 (変更の認定年月日)	・　・ (　・　・　)	事業実施地域	
		平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用の有無	有・無

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準雇用者数 (別表六(二十)付表「5の①」) (マイナスの場合は0)	1	人	
地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十)付表「5の②」) (マイナスの場合は0)	2		
調整地方事業所基準雇用者数 ((1)と(2)のうち少ない数)	3		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	4	円	
特例対象事業年度の場合 当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(二十)付表「3の①」－「4の①」)	5	人	
基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6		
給与等支給額 (別表六(二十)付表「16」)	7	円	
比較給与等支給額 (別表六(二十)付表「24」)	8		
特定新規雇用者基礎数 ((3)と別表六(二十)付表「6」のうち少ない数)	9	人	
対象移転型特定新規雇用 ((9)と別表六(二十)付表「7」のうち少			
対象非特定新規雇用者数及び非新規 者数の合計 (別表六(二十)付表「10」＋「12			
対象移転型非特定新規雇用者数及び 型非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十)付表「11」＋「13			
税額控除限度額の計算 (6)≧8%若しくは(6)≧10%又は の場合 60万円×(9)＋50万円×(1			
5%≦(6)＜8%の 30万円×((9)＋(10))＋20万円×((11)＋(12)×1.5)	14		
(6)＜5%又は(6)＜10%の場合 30万円×(9)＋20万円×(11)	15		
税額控除限度額 (13)、(14)又は(15) ((7)＜(8)の場合は0)	16		
当期税額基準額 (4)×$\frac{20}{100}$	17		
当期税額控除可能額 ((16)と((17)－(別表六(十九)「16」))のうち少ない金額)	18		

特例対象事業年度以外の事業年 特定新規雇用者基礎数 ((3)と別表六(二十)付表「6」のうち少ない数)	19	人	
対象移転型特定新規雇用者数 ((19)と別表六(二十)付表「7」のうち少ない数)	20		
非新規基準雇用者数 (別表六(二十)付表「12」)	21		
対象移転型非新規基準雇用者数 (別表六(二十)付表「13」)	22		
税額控除限度額 30万円×(19)＋20万円×((20)＋(21)＋(22))	23	円	
(18)又は(25)			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑭」)	27		
当期税額控除額 (26)－(27)	28		

「28」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第１項」
② 「区分番号」欄：「00624」
③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

地方事業所特別税額控除限度額 円)×((33)－(33の内書))＋(20万 (33の内書)	34	円	
税額基準額残額)－(別表六(十九)「16」)－(26)	35		
額控除可能額 (35)のうち少ない金額)	36		
人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑮」)	37		
当期税額控除額 (36)－(37)	38		
地方事業所特別基準雇用者数 (29)＋(30)＋(31)＋(32) (マイナスの場合は0)	33	内	
法人税額の特別控除額 (28)＋(38)	39		

「38」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第２項」
② 「区分番号」欄：「00625」
③ 「適用額」欄：「38」欄の金額